

## **事業名：住宅の借上げ**

### 1 概要

住宅の借上げは、助成対象事業者が若手従業員の採用・定着を目的として、共同住宅の一室等を借り上げ、若手従業員に新たに提供する事業をいう。

なお、「新たな提供」の定義は、以下に定めるとおりとする。

支援申込日から起算して1年前の日から本文第15条第1項の規定による支給申請日まで継続して助成対象事業者が借り上げる従業員用の住宅がなく、かつ、本文第15条第1項又は第4項の規定による支給決定日以後に賃貸借契約を締結するものであること。

### 2 助成対象となる事業の要件

- (1) 助成対象事業者が借り上げる住宅であること。
- (2) 住宅の借上げに係る助成対象経費の50%以上を助成対象事業者が負担していること。
- (3) 助成対象事業者の従業員のうち、下記の要件全てを満たす者を対象とする住宅であること。
  - ア 都内事業所に勤務する若手従業員であること
  - イ 月16日以上勤務する従業員であること
  - ウ 代表者の3親等以内の親族でないこと
- (4) 借上げ住宅は、助成対象事業者の都内の事業所まで、新幹線鉄道等の特別急行列車等を使用せずに通常の通勤経路及び方法により通勤するものとした場合の片道が原則1時間半以内であること。
- (5) 借上げ住宅は、助成対象事業者及びその関連企業が所有する不動産でないこと。
- (6) 社宅規程を設け、利用対象従業員の要件及び費用負担について明記していること。
- (7) 上記(3)の要件に該当する従業員の入居前の空室期間又は退去後の空室期間が発生するときは、その期間内に若手人材に対する借上げ住宅の活用促進に向けた取組（若手人材の採用活動におけるPR及び社内周知等）を行った場合、それぞれ最大3か月分に限り対象とする。

## **事業名：食事等の提供**

### 1 概要

食事等の提供は、助成対象事業者が若手従業員の採用・定着を目的として、従業員のために継続的かつ定期的に食事等を新たに提供する事業をいう。

なお、食事等の提供に係る取組は、以下（1）に掲げる分類のいずれかに属する取組とし、新たな提供とは、以下（2）に定めるものとする。

#### （1）食事等の提供に係る取組の分類

- ① 設置型社食サービス
- ② 専用機械による飲料提供
- ③ 弁当類の定期的な配達
- ④ 弁当類の定期的な社内販売
- ⑤ 出張型食堂

#### （2）「新たな提供」の定義

支援申込日から起算して1年前の日から本文第15条第1項及び第4項の規定による支給申請日まで継続して、上記（1）に定める分類と同じ分類の取組を都内事業所で行っておらず、かつ、当該支給決定日以後に食事等の提供に係るサービス提供事業者と契約を締結するものであること。

ただし、助成対象期間が1年を超える場合で、以下①又は②に該当するときは、この限りでない。

- ① 前年度以前に支給決定された助成対象事業を当年度以降にも実施するとき
- ② 前年度以前に支給決定された助成対象事業と同じ分類と認められる取組を当年度以降にも実施するとき

### 2 助成対象となる事業の要件

- （1） 都内事業所に勤務する従業員を対象とするものであること。
- （2） 助成対象事業者が、食事等の提供に係る助成対象経費の50%以上を助成対象事業者が負担していること。
- （3） 食事等を提供し、かつ消費する場所は、助成対象事業者の都内事業所（屋内）であること。
- （4） 配線設備や給排水設備の新設・撤去等、建築工事を伴わずに導入できるものであること。
- （5） 食品衛生法、消防法等の関係法令を遵守していること。

## **事業名：健康増進サービスの提供**

### 1 概要

健康増進サービスの提供は、助成対象事業者が若手従業員の採用・定着を目的として、従業員のために健康増進に係るサービスを提供する事業をいう。

健康増進サービスの提供については、以下（１）①の各号又は②のいずれかの分類に属する取組とする。なお、（１）①の各号については、企業が新たにに取り組むものであることを要件とし、「新たにに取り組む」とは、以下（２）に定めるものとする。

#### （１）健康増進サービスの提供に係る分類

##### ① 健康増進に資するサービスの利用

- ア 都内事業所での実技講座
- イ 都内事業所での座学講座
- ウ 法令で義務付けられていない健康診断・産業医面談等の実施
- エ 従業員の健康管理を目的としたアプリ等の利用

##### ② 都内事業所で設置・共用する健康器具の購入・レンタル

#### （２）「新たにに取り組む」の定義

支援申込日から起算して1年前の日から本文第15条第1項及び第4項の規定による支給申請日まで継続して、上記（１）①アからエまでに定める分類と同じ分類の取組を都内事業所で行っておらず、かつ、当該支給決定日以後に上記（１）①又は②の取組に係るサービス提供事業者と契約を締結するものであること。

ただし、助成対象期間が1年を超える場合で、以下①又は②に該当するときは、この限りでない。

- ① 前年度以前に支給決定された助成対象事業を当年度以降にも実施するとき
- ② 前年度以前に支給決定された助成対象事業と同じ分類と認められる取組を当年度以降にも実施するとき

### 2 助成対象となる事業の要件

- （１） 都内事業所に勤務する従業員を対象とするものであること。
- （２） 助成対象事業者が、健康増進サービスの提供に係る助成対象経費の50%以上を負担していること。
- （３） 法令等で事業者が義務付けられたものでないこと。
- （４） 配線設備や給排水設備の新設・撤去等、建築工事を伴わずに導入できるものであること。